

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【事業年度】	第9期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
【会社名】	住石ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumiseki Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長崎 駒樹
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部長 高木 賀光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部長 高木 賀光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	26,554	24,604	20,077	17,983	12,548
経常利益 (百万円)	359	473	674	754	507
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	163	386	3,911	1,029	323
包括利益 (百万円)	348	355	3,996	937	571
純資産額 (百万円)	5,487	5,843	9,878	10,558	10,917
総資産額 (百万円)	16,102	15,841	17,558	16,528	16,359
1株当たり純資産額 (円)	50.78	56.82	124.72	138.24	146.87
1株当たり当期純利益金額 (円)	2.77	6.57	66.08	17.35	5.42
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	2.43	5.75	58.02	15.41	4.90
自己資本比率 (%)	34.1	36.9	56.0	63.6	66.4
自己資本利益率 (%)	3.1	6.8	49.9	10.1	3.0
株価収益率 (倍)	45.1	17.7	1.8	5.6	17.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	281	1,182	5,648	621	35
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	39	47	49	327	290
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	135	557	4,190	1,108	788
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	948	1,527	3,030	2,184	1,656
従業員数 (人)	60	60	58	59	57
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(8)	(6)	(5)	(5)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	350	390	390	440	430
経常利益 (百万円)	48	12	261	734	1,473
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	31	15	266	726	1,469
資本金 (百万円)	2,500	2,500	2,501	2,501	2,501
発行済株式総数 (株)					
普通株式	58,875,853	58,875,853	58,892,853	58,892,853	58,892,853
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000	7,140,000	7,140,000	7,140,000
純資産額 (百万円)	3,912	3,897	4,203	4,665	5,922
総資産額 (百万円)	8,996	9,530	8,227	7,534	9,187
1株当たり純資産額 (円)	24.01	23.76	28.31	36.36	58.99
1株当たり配当額 (円)					
(普通株式)	-	-	2.00	2.00	2.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(第二種優先株式)	-	-	3.00	3.00	2.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額() (円)	0.53	0.26	4.16	12.13	25.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	0.47	-	3.95	10.88	22.27
自己資本比率 (%)	43.5	40.9	50.6	61.4	63.8
自己資本利益率 (%)	0.8	0.4	6.6	16.5	28.0
株価収益率 (倍)	234.0	-	29.1	8.0	3.8
配当性向 (%)	-	-	48.1	16.5	7.8
従業員数 (人)	17	16	15	14	15
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

平成20年10月 住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の単独株式移転により持株会社住石ホールディングス株式会社を設立し、東京証券取引所に新規上場（住友石炭鉱業株式会社は平成20年9月に上場廃止）

平成21年8月 住石貿易株式会社を設立

平成21年10月 住石マテリアルズ株式会社の石炭事業部門を住石貿易株式会社へ事業譲渡

当社は、平成28年4月1日付けで当社グループの組織再編を行っております。

1．本組織再編の目的

当社グループは、持株会社体制へ移行後事業再編を進めてまいりましたが、今後も安定的な成長を続けていくためには、複数の異なる事業分野において、それぞれの市場環境に応じて機動的な事業展開を進めていく必要があると考えております。

そのため、グループ全体の経営と個別事業を分離して、それぞれの権限と責任を明確化することで、迅速な意思決定と経営の効率化を図り、当社グループ全体の企業価値の向上を図るため実施するものです。

2．本組織再編の概要

(1) 住石マテリアルズ株式会社の組織再編

当社連結子会社である住石マテリアルズ株式会社（以下、「住石マテリアルズ」という）について、平成28年4月1日付けで新素材事業及び採石事業（山陽事業所）を、新設分割により設立したダイヤモンド株式会社及び住石山陽採石株式会社にそれぞれ承継いたしました。

なお、住石マテリアルズは、割当を受けた新設会社の株式及び同子会社である泉山興業株式会社の株式を、すべて当社に現物配当により譲渡いたしました。

(2) 会社分割の日程

平成28年3月14日分割計画書（簡易分割）承認取締役会

（住石マテリアルズ）

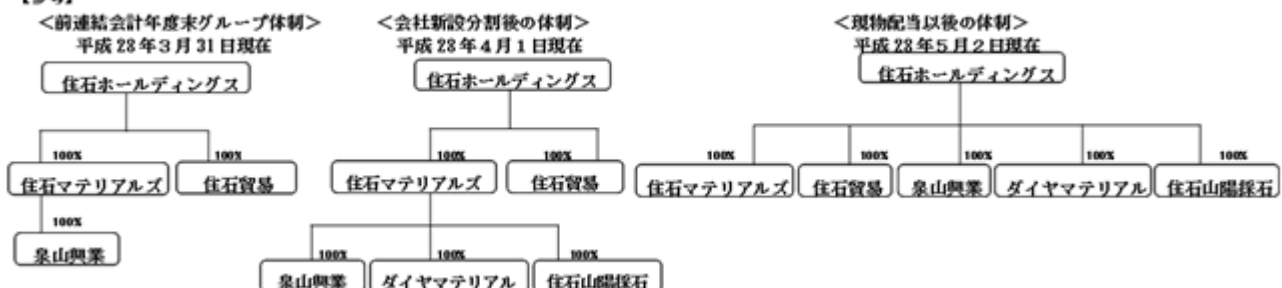
平成28年4月1日分割期日（効力発生日）

平成28年5月2日株式譲渡日

(3) 本組織再編後の体制

商号	住石貿易株式会社	住石マテリアルズ株式会社	ダイヤモンド株式会社	泉山興業株式会社	住石山陽採石株式会社
所在地	東京都港区	東京都港区	北海道赤平市	青森県上北郡六ヶ所村	兵庫県神崎郡神河町
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長崎 駒樹	代表取締役社長 長崎 駒樹	代表取締役社長 能登谷 正之	代表取締役社長 中園 豊	代表取締役社長 中田 登
事業内容	石炭の輸入販売	資産等の管理	工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売	碎石の採取、加工及び販売	碎石の採取、加工及び販売
資本金	100百万円	100百万円	90百万円	90百万円	90百万円
決算期	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%

【参考】



当社は、平成20年10月1日に住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の単独株式移転により、同社を完全子会社とする持株会社として設立いたしました。住石マテリアルズ株式会社の沿革は以下のとおりであります。

元禄4年	別子銅山開坑
明治26年11月	庄司砒（九州）を入手、石炭業に着手
明治27年4月	忠隅砒（九州）を入手
大正13年10月	坂炭砒株式会社（北海道）の経営に参加
大正14年10月	坂炭砒株式会社の商号を住友坂炭砒株式会社に変更
昭和2年6月	住友別子鉱山株式会社を設立（注）住石マテリアルズ株式会社の設立登記日となる
昭和3年6月	住友九州炭砒株式会社を設立
昭和5年4月	住友坂炭砒株式会社と住友九州炭砒株式会社が合併し、住友炭砒株式会社を設立
昭和12年6月	住友別子鉱山株式会社と合併し、商号を住友鉱業株式会社に変更
昭和21年1月	商号を井華鉱業株式会社に変更
昭和24年10月	東京・大阪両証券取引所に株式上場
昭和25年2月	本社を大阪市から東京都に移転
昭和25年3月	過度経済力集中排除法により、金属鉱山部門（現、住友金属鉱山株式会社）、土木部門（現、三井住友建設株式会社）、調度部門（株式会社新居浜大丸）を分離する
昭和27年7月	商号を住友石炭鉱業株式会社に変更
昭和46年10月	奔別砒・歌志内砒閉山、赤平砒一山体制となる。
昭和54年10月	赤平炭砒を分離して住友石炭赤平炭砒株式会社を設立
昭和58年5月	赤平技術サービス株式会社（株式会社イズミテック）を設立
昭和63年10月	豪州の炭鉱会社Wambo Mining Corporation Pty.Ltd.に資本参加
平成6年2月	赤平炭砒を閉山（平成6年3月 住友石炭赤平炭砒株式会社解散）
平成10年4月	泉山興業株式会社を買収
平成13年1月	豪州の炭鉱会社Wambo Mining Corporation Pty.Ltd.を売却
平成14年10月	株式会社エスシーエム興産を会社分割により設立
平成15年3月	株式会社イズミテックを吸収合併
平成16年9月	株式会社エスシーエム興産を売却
平成20年10月	商号を住石マテリアルズ株式会社に変更

3【事業の内容】

当企業集団は、当連結会計年度末現在、連結財務諸表提出会社（以下「当社」）、子会社5社（うち連結子会社5社）及び関連会社1社（うち持分法適用会社1社）により構成されており、その主要な事業内容と当企業集団の事業に係わる位置づけ等は次のとおりであり、当該3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

石炭事業部門

当企業集団では、連結子会社である住石貿易株式会社が石炭の仕入及び販売を行っております。

新素材事業部門

当企業集団では、連結子会社であるダイヤモンドリアル株式会社が工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売を行っております。

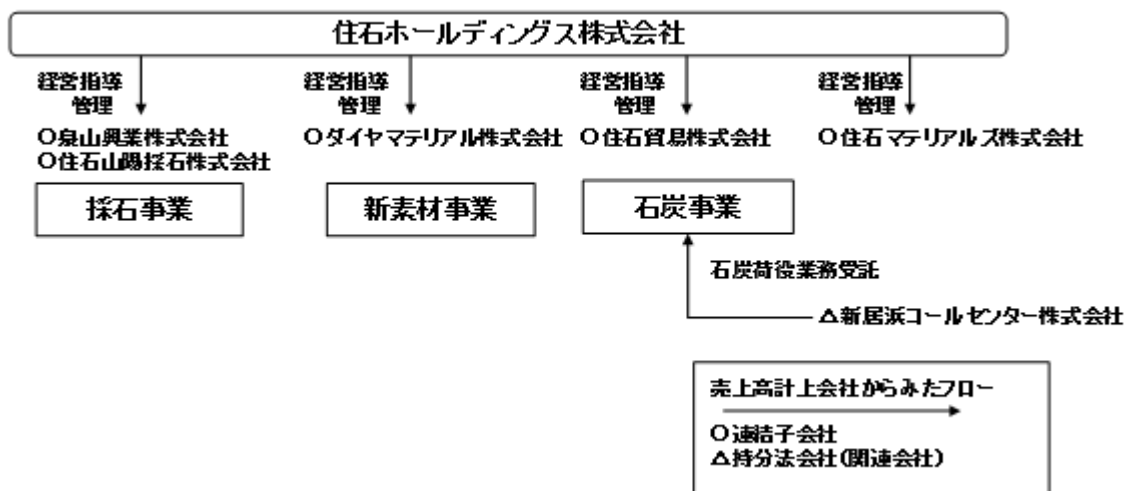
採石事業部門

当企業集団では、連結子会社である住石山陽採石株式会社及び泉山興業株式会社が、碎石の採取、加工及び販売を行っております。

以上述べた事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業系統図



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 住石貿易株式会社 (注)2、6	東京都港区	100	石炭事業	100.0	役員の兼任 7名 経営指導、資金援助及び債務保証 を行っている。
住石マテリアルズ株式会社 (注)2、5	東京都港区	100	資産等の管理	100.0	役員の兼任 6名 経営指導、資金借入を行ってい る。
ダイヤモンド株式会社 (注)5	北海道赤平市	90	新素材事業	100.0	役員の兼任 3名 経営指導を行っている。
住石山陽採石株式会社 (注)5	兵庫県神崎郡神河町	90	採石事業	100.0	役員の兼任 2名 経営指導を行っている
泉山興業株式会社 (注)5	青森県上北郡六ヶ所村	90	採石事業	100.0	役員の兼任 2名 経営指導、資金援助を行ってい る。
(持分法適用関連会社) 新居浜コールセンター株式会社	愛媛県新居浜市	50	倉庫業	40.0 (40.0)	役員の兼任 1名 住石貿易株式会社が石炭荷役を委 託し、資金調達を行っている。

(注)1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称又は業種を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

4. 上記会社において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 住石マテリアルズ株式会社は、組織再編により、平成28年4月1日付けで新素材事業及び採石事業(山陽事業所)を、新設分割により設立したダイヤモンド株式会社及び住石山陽採石株式会社にそれぞれ承継いたしました。また、平成28年5月2日付けで、割当を受けた新設会社の株式及び同子会社である泉山興業株式会社の株式を、すべて当社に現物配当により譲渡いたしました。

6. 住石貿易株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの石炭事業部門の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
石炭事業部門	10(-)
新素材事業部門	10(5)
採石事業部門	22(-)
全社(共通)	15(-)
合計	57(5)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
15(-)	50.6	19.0	7,807,182

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	15(-)
合計	15(-)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

・提出会社

労働組合はありません。

・連結会社

労働組合はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用情勢に改善が続くなか、個人消費や設備投資にも持ち直しの動きがみられ、全体的には緩やかな景気回復基調が続きました。

海外では、中国の景気減速や欧米の政策に関する不確実性を背景とした経済情勢の一時的な混乱もありましたが、景気は緩やかに回復してきました。

このような事業環境のもと、当連結会計年度の業績は、石炭販売数量の減少及び価格の下落等の影響もあり、売上高は12,548百万円（前期比30.2%減）となり、営業利益は134百万円（同52.7%減）、経常利益は507百万円（同32.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は323百万円（同68.6%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

石炭事業部門では、販売数量が減少したことに加えて、為替レートが円高傾向に推移したことなどにより販売単価が下がり、当連結会計年度における売上高は11,537百万円（前期比32.0%減）となりました。

新素材事業部門では、製品・商品の売上は前年並みで推移しましたが、前連結会計年度にスポットで発生していた受託発破試験がなくなった影響で、売上高は354百万円（前期比2.6%減）となりました。

採石事業部門では、西日本側で継続的に公共工事が減少しているものの、東北のプロジェクト工事（原子力関係、高規格道路等）が業績に貢献し、売上高は656百万円（前期比1.2%増）となりました。

（注）金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少や受取配当金の計上があったものの、たな卸資産の増加や仕入債務の減少等により、35百万円の支出（前年同期は621百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、石炭事業部門による貯炭場用地に係る設備投資取得による支出等があったものの、関係会社株式の売却による収入等により、290百万円の収入（前年同期は327百万円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の減少等により、788百万円の支出（前年同期は1,108百万円の支出）となりました。

この結果、現金及び現金同等物は当期首に比べ527百万円減少し、1,656百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比(%)
新素材事業部門(百万円)	94	94.8
採石事業部門(百万円)	383	91.8
合計(百万円)	478	92.3

(注) 1. 金額は販売原価であり、セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比(%)
石炭事業部門(百万円)	11,537	68.0
新素材事業部門(百万円)	354	97.4
採石事業部門(百万円)	656	101.2
合計(百万円)	12,548	69.8

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、住友大阪セメント株式会社及び東ソー株式会社については、前連結会計年度の当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
東レ株式会社	3,663	20.4	2,457	19.6
住友大阪セメント株式会社	-	-	1,644	13.1
東ソー株式会社	-	-	1,606	12.8
王子グリーンリソース株式会社	2,867	15.9	1,457	11.6

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、基本方針として、一般炭を中心に日本の経済発展に不可欠な石炭を安定的に供給することを事業目的とし、国際的な環境変化に適合してゆくための情報力強化、ノウハウ蓄積に努めつつ、堅実かつ効率的な経営を進めてまいります。また、長期的にも環境が変動する中で、経営の健全性を維持するために、自己資本比率及び自己資本利益率(ROE)を重視します。

今後の見通しといたしましては、米国の保護主義的な政策や欧州での政治・金融不安、中国の景気の減速懸念など、先行き予断を許さない状況が続くものと思われまます。

一方、原発停止の影響による代替エネルギーとして火力発電への依存水準は維持されると思われ、石炭需要は比較的堅調な推移が見込まれます。

このような状況下、当社グループは、松山港外港地区(愛媛県松山市)での新たな石炭中継基地の整備を進めてきて、平成29年4月から予定通り運用を開始しております。また平成28年4月に実施した組織再編を通して、市場環境に応じて機動的な事業展開を進め、迅速な意思決定と経営の効率化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループは、今後も持株会社主導のもとグループ全体の経営の効率化を図り、事業環境の急激な変化に即応できる体制を目指してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

各事業についての、事業収益力の向上に向けた取り組みは次のとおりです。

- (1)主力の石炭事業部門では、顧客企業宛の石炭輸送の中継地の能力アップを図っていく他、豪州のワンボ炭鉱を始めとする仕入先との連携を強化し、顧客ニーズに対応できる販売体制を構築します。
- (2)新素材事業部門では、IT関連の製造工程に不可欠な高級研磨材の今後の需要拡大に対応するため、人工ダイヤモンドの製造ラインの強化と効率化を進めます。
- (3)採石事業部門については、今後のプロジェクト工事を含む公共事業からの需要に応ずるべく、生産現場の効率化を推進します。
- (4)財政面は、外部調達圧縮とグループ内の資金効率化により、財務体質及び収益体質の改善を図ります。

当社グループといたしましては、持株会社体制の確立により収益力の改善を推し進めるとともに、強固な経営基盤の構築を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク及び変動要因と、その他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 信用リスク

当社グループでは、多様な商品取引活動により国内外の取引先に対して発生する種々の信用リスクに対して、各事業部門において、信用リスクを定量・定性面から管理・評価し、与信限度・債権状況を定期的にモニタリングするとともに、各事業部門より独立した部署が回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、回収可能性の検討を行い必要な処理を行っております。

(2) 金利変動リスク

当社グループでは、資金調達を主に銀行借入により行っており、借入金残高は減少しておりますが、金利変動リスクがあります。金利上昇によるコストの増加を事業活動において吸収できない場合は、経営成績に影響を与える場合があります。

(3) 海外投資リスク

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社は豪州ワンボ社のクラスB株を出資しております。なお、同社の親会社である米国のピーボディ社は、平成28年4月にチャプター11(我が国における民事再生法に相当)の申し立てを開始してはありますが、平成29年4月に手続を完了し、既にニューヨーク市場に再上場しております。なお、豪州で炭鉱事業を営む豪州子会社群は、今回のチャプター11の対象にはならず、従前通り事業を継続しており、ワンボ社の業績は堅調を続けております。

(4) 資産価値

当社グループが保有している固定資産は、時価や収益価値をもとに資産価値を検討していますが、今後時価の下落、収益性の低下、保有方針の変更に伴い資産価値が下落した場合、その結果が当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外情勢リスク

当社の連結子会社である住石貿易株式会社の石炭事業部門は、原油及び天然ガス等の国際的な資源市況の動向や、主たる仕入先の豪州、インドネシア等の政治経済環境の大幅な変化或いは法律改正等の予期せぬ事象により、業績に影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当連結会計年度中の新素材事業部門において支出した試験研究費の総額は1百万円であり、主な研究開発として次のものがあります。

(衝撃圧縮ダイヤモンド合成法の応用研究)

衝撃圧縮(ショックコンパクション)法により製造される多結晶ダイヤモンドは、主に研磨用途として多方面にわたる分野で使用されており、より高研削用途としての要望が高まっています。当社としましてはこの様な環境のなかで、製造方法の改良研究と共に、高研削ダイヤモンドの開発を進めてまいります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、この連結財務諸表の作成に係る会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

2. 当連結会計年度の経営成績の分析

(1) 売上高

当連結会計年度の連結売上高は、石炭事業における石炭販売数量の減少及び価格の下落等の影響もあり、前連結会計年度に比べ5,434百万円減収の12,548百万円となりました。

(2) 営業利益

当連結会計年度の連結営業利益は、前連結会計年度に比べ150百万円減益の134百万円となりました。

(3) 経常利益

当連結会計年度の連結経常利益は、前連結会計年度に比べ246百万円減益の507百万円となりました。

(4) 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ、706百万円減益の323百万円となりました。

3. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4. 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度の総資産は、有形固定資産並びに商品及び製品が増加したものの、現金及び預金並びに投資有価証券が減少した等により、前連結会計年度に比べ168百万円減少し、16,359百万円となりました。

当連結会計年度の負債合計は、繰延税金負債並びに未払法人税等が増加したものの、短期借入金並びに支払手形及び買掛金が減少したこと等から、前連結会計年度に比べ527百万円減少し、5,442百万円となりました。

当連結会計年度の純資産は、その他有価証券差額金並びに利益剰余金が増加したこと等から、前連結会計年度に比べ358百万円増加し、10,917百万円となり、自己資本比率は66.4%となりました。

なお、キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において当社グループの設備投資の総額は593百万円であります。その主なものは、石炭事業の石炭中継基の開発（441百万円）であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (東京都港区)	全社部門	システム関連 機器等	-	-	- (-)	-	3	3	15 (-)

(2) 国内子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメント)	設備の種類別の帳簿価額					従業員数 (名)	
			建物及 び構築 物 (百万円)	機械装 置及 び運 搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
住石貿易株式会社 住石マテリアルズ 株式会社	本社ほか (東京都港区ほか)	総合統括業務 (全社、石炭事業部 門)	57	-	4,767 (3,132,653)	-	0	4,825	10 (-)
住石貿易株式会社	石炭事業部 (愛媛県松山市、佐賀県伊 万里市ほか)	貯炭設備ほか (石炭事業部門)	366	107	604 (21,524)	-	0	1,078	- (-)
ダイヤモンドマテリアル 株式会社	本社 (北海道赤平市)	人工ダイヤモンド製造設備 ほか (新素材事業部門)	157	0	23 (36,579)	-	2	183	10 (5)
住石山陽採石株式 会社	本社、砕石工場 (兵庫県神崎郡神河町)	砕石生産設備 (採石事業部門)	10	27	369 (139,617)	18	0	424	11 (-)
泉山興業株式会社	本社、砕石工場 (青森県上北郡六ヶ所村)	砕石生産設備 (採石事業部門)	212	3	- (-)	48	1	266	11 (-)

(注) 1. 帳簿価額には、消費税等及び建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2. その他の有形固定資産は、工具、器具及び備品であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は()内に年間平均人員(8時間換算)を外数で記載してあります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社連結子会社の住石貿易株式会社は、松山港外港地区（愛媛県松山市）において、石炭中継基地の建設を行ってまいりましたが、本年3月に竣工し、4月より当該コールヤードの運営を開始いたしました。

目的

住石貿易株式会社は、新居浜（新居浜コールセンター）、福井、大分、伊万里の4か所で石炭中継基地を有し、豪州他海外から輸入した石炭を、同中継基地を通じて様々な産業のお客様に供給しております。この度、今後も西日本において石炭需要の拡大が見込まれることから、同地区石炭中継拡大の一環として、新たに松山にコールヤードを設置したものです。

これにより、松山市近郊のお客様への石炭輸送コストの改善と、輸送に伴うCO₂排出量の削減に寄与したいと考えております。また、同時に新居浜コールセンターにおいても、引き続き四国最大の石炭中継基地として、西日本地区のお客様への石炭供給を拡大してまいります。

松山コールヤードの概要

(1) 所在地	愛媛県松山市大可賀三丁目（松山港外港地区）
(2) 用途	輸入炭の搬入、保管、払出
(3) 運用開始	平成29年4月
(4) 主な設備	防風・防塵フェンス、貯水槽、散水設備、トラックスケール他
(5) 貯炭場面積	21,525㎡
(6) 貯炭能力	約100,000トン

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,032,000
第二種優先株式	7,140,000
計	143,172,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	58,892,853	58,892,853	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 (注)1
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000		単元株式数 500株 (注)2
計	66,032,853	66,032,853		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 優先株式配当金

(1) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに第二種配当率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第二種優先株式配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。計算の結果、各事業年度にかかる第二種優先株式配当金が1株につき14円を超える場合は、当該事業年度の第二種優先株式配当金は14円とする。

・ 「第二種配当率」は、下記算式により計算される年率とする。

第二種配当率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物)(以下に定義される。) + 0.5%

第二種配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))又はこれに準ずるものと認められるものを、前記の平均値の算出において用いるものとする。

(2) ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。

2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、上記に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

3 株式の分割又は併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 株式の買受け

普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

5 株式の消却

取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

6 議決権

第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7 取得請求権

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。(以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。)

(1) 転換の条件

当初転換価額 普通株式 1株当たり300円

転換価額の調整

(A) 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} 1 \text{株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{転換価額} \quad = \quad \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(a) 下記 (C)で規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

(B) 前記 (A)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(C) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記 (A) (b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(D) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

(E) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(F) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第二種優先} \\ \text{株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から平成44年8月9日までとする。

8 取得条項

(1) 第二種優先株式の取得を請求し得べき期間の末日（以下「第二種優先株式転換基準日」という。）が経過した場合には、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式の全てを取得し、これと引換に以下に定める転換の条件に従って算出される数の普通株式を交付する。

(2) 第二種優先株式の取得により発行する普通株式数は、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を第二種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が下限転換価額（260円）を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が上限転換価額（600円）を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該上限価額で除して得られる数とする。

(3) 転換の条件に従って普通株式の数を算出するに当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入したうえで、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（取得権行使があった場合の取扱い）

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4. 普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。平成20年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

5. 第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第260条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況は以下のとおりであります。

(取締役会の決議日 平成26年6月27日)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	3,060個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	306,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成56年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 127円 資本組入額 64円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記（注）1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注）2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役会の決議日 平成27年6月26日)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	544個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	54,400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成57年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 95円 資本組入額 48円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記（注）1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注）2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役会の決議日 平成28年6月29日)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	3,097個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	309,700株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月1日 至 平成58年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58円 資本組入額 30円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記（注）1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注）2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)	17,000	66,032,853	1	2,501	1	301

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	25	38	110	45	30	16,229	16,477	-
所有株式数 (単元)	-	94,281	26,585	60,796	20,597	1,070	385,345	588,674	25,453
所有株式数の 割合(%)	-	16.02	4.52	10.33	3.50	0.18	65.45	100.00	-

(注) 自己株2,057,953株は「個人その他」20,579単元、「単元未満株式の状況」に53株含まれております。

第二種優先株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	14,280	-	-	-	-	-	14,280	-
所有株式数の 割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(7)【大株主の状況】

所有株式数別

(A)普通株式

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,828	3.11
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,340	2.28
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,323	2.25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,158	1.97
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,044	1.77
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	855	1.45
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	842	1.43
鈴木 信夫	千葉県船橋市	842	1.43
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	835	1.42
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	823	1.40
計		10,895	18.50

(注)1. 上記のほか、当社は自己株2,057,953株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. .平成28年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成28年6月30日現在で同社及びブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。が合計2,842,000株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 平成28年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成28年3月15日現在で同社及び日興アセットマネジメント株式会社が合計2,880,900株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

(B)第二種優先株式

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	7,140	100.00
計		7,140	100.00

(注)第二種優先株式は法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しておりません。

所有議決権数別

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	18,288	3.22
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	13,407	2.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	13,237	2.33
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,589	2.04
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,443	1.84
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	8,559	1.51
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,425	1.48
鈴木 信夫	千葉県船橋市	8,421	1.48
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	8,359	1.47
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	8,231	1.45
計		108,959	19.18

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,140,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,057,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,809,500	568,095	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 25,453	-	-
発行済株式総数	普通株式 58,892,853 第二種優先株式 7,140,000	-	-
総株主の議決権	-	568,095	-

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 住石ホールディングス 株式会社	東京都港区新橋 六丁目16番12号	2,057,900	-	2,057,900	3.12
計	-	2,057,900	-	2,057,900	3.12

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

(平成26年 6月27日 取締役会決議)

当該制度は、当社及び子会社の取締役、執行役員並びに当社監査役に対して、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成26年 6月27日開催の当社取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成26年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取締役及び執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	330,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注)当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(平成27年 6月26日 取締役会決議)

当該制度は、当社の取締役及び監査役、並びに当社及び子会社の執行役員に対して、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成27年 6月26日開催の当社取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成27年 6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員及び子会社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	54,400株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注)当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(平成28年6月29日 取締役会決議)

当該制度は、当社の取締役及び監査役、並びに当社及び子会社の執行役員に対して、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成28年6月29日開催の当社取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員及び子会社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	309,700株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注)当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(平成29年6月29日 取締役会決議)

当該制度は、当社の取締役及び監査役、並びに当社及び子会社の執行役員に対して、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成29年6月29日開催の当社取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成29年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社及び子会社の執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	324,200株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年8月1日～平成59年7月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1.各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、（注）3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記（注）1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注）2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第459条第1項の規定に基づく当社定款の定めによる取締役会決議による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年5月13日)での決議状況 (取得期間 平成28年5月16日～平成28年7月19日)	1,000,000	112,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	89,520,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	22,479,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	20.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	20.1

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年5月15日)での決議状況 (取得期間 平成29年5月16日～平成29年7月18日)	1,000,000	110,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	533,900	53,499,900
提出日現在の未行使割合(%)	46.6	51.4

(注)当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	191	18,244
当期間における取得自己株式	20	2,000

(注)当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,057,953	-	2,591,873	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式等は含まれておりません。

3【配当政策】

配当については、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の最重要政策と位置づけており、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化並びに将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案して配当額を決定する方針を採っております。

なお、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める事としております。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当については、上記方針に基づき以下のとおり実施しました。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成29年5月15日 取締役会決議	普通株式	113	2
	第二種優先株式	14	2

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	138	208	157	141	108
最低(円)	65	107	109	84	77

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	92	98	108	102	100	102
最低(円)	85	81	93	94	95	96

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員 の 状況】

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		長崎 駒樹	昭和22年10月10日生	昭和45年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成10年10月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社、本社支配人 平成13年6月 同社取締役、常務執行役員 平成20年10月 当社代表取締役、執行役員副社長 平成20年12月 当社代表取締役社長(現任) 平成21年10月 住石マテリアルズ株式会社代表取締役執行役員社長(現任) 平成22年10月 住石貿易株式会社代表取締役執行役員社長(現任) 重要な兼職の状況 住石貿易株式会社代表取締役執行役員社長 住石マテリアルズ株式会社代表取締役執行役員社長	(注)3	普通株式 1,000
取締役専務執行役員		谷口 信一	昭和32年2月10日生	昭和54年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社 平成14年6月 同社取締役、執行役員、経営企画推進部長 平成20年10月 当社取締役、執行役員、総務部長、経営企画部長 平成22年11月 当社取締役、専務執行役員 平成28年9月 当社取締役、専務執行役員、PM部長(現任)	(注)3	普通株式 2,100
取締役		高木 賀光	昭和32年1月1日生	昭和56年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成13年7月 同行芝支店長 平成16年6月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)執行役員管理部長兼関連事業部長 平成20年2月 株式会社佐藤秀執行役員、経理部長兼総務担当 平成28年9月 当社執行役員経営企画部長兼経理部長 平成29年6月 当社取締役執行役員経営企画部長兼経理部長(現任)	(注)3	
取締役		佐久間 博	昭和20年4月29日生	昭和43年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成3年10月 同行青山支店長 平成6年6月 同行取締役銀座支店長 平成10年6月 同行常任監査役 平成21年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	
取締役		鎮西 俊一	昭和21年11月14日生	昭和58年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 平成9年9月 仙谷・石田法律事務所入所 平成18年6月 日比谷総合設備株式会社社外取締役 平成21年6月 当社社外監査役 平成23年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年7月 鎮西法律事務所開設(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		茶谷 瑛一	昭和21年10月13日生	昭和46年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成元年7月 同行曙橋支店長 平成8年1月 同行本店営業本部本店営業第一部長 平成20年6月 トータルハウジング株式会社代表取締役社長 平成21年6月 総合地所株式会社取締役相談役 平成22年6月 総合地所株式会社顧問 平成23年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	
監査役 (常勤)		成田 充	昭和24年1月10日生	昭和42年4月 日本商事株式会社(合併により現住石マテリアルズ株式会社)入社 平成17年7月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)建機材事業部長 平成18年7月 同社執行役員建機材事業部長 平成24年12月 住石マテリアルズ株式会社執行役員採石事業部長 平成27年6月 当社監査役(現任)	(注)4	普通株式 1,200
監査役		柿本 省三	昭和21年10月24日生	昭和45年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 昭和53年9月 公認会計士登録 昭和54年1月 税理士登録 昭和63年10月 住友ビジネスコンサルティング株式会社東京コンサルティング第3部長 株式会社日本総合研究所研究事業本部 平成7年4月 主席コンサルタント 平成13年7月 新日本監査法人監査第二部公認会計士 平成14年7月 公認会計士・税理士個人事務所開業(現任) 平成20年10月 当社社外監査役(現任)	(注)5	
計						普通株式 4,300

- (注) 1. 取締役 佐久間博、鎮西俊一は、社外取締役であります。
2. 監査役 茶谷瑛一、柿本省三は、社外監査役であります。
3. 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
竹下 博徳	昭和35年10月3日生	平成6年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 平成14年4月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所入所 平成15年3月 大室俊三法律事務所(現大室法律事務所)入所(現任) 平成23年5月 当社社外監査役	

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、純粋持株会社として、グループ全体と事業子会社の経営を分離して、それぞれの権限と責任の明確化を図っております。

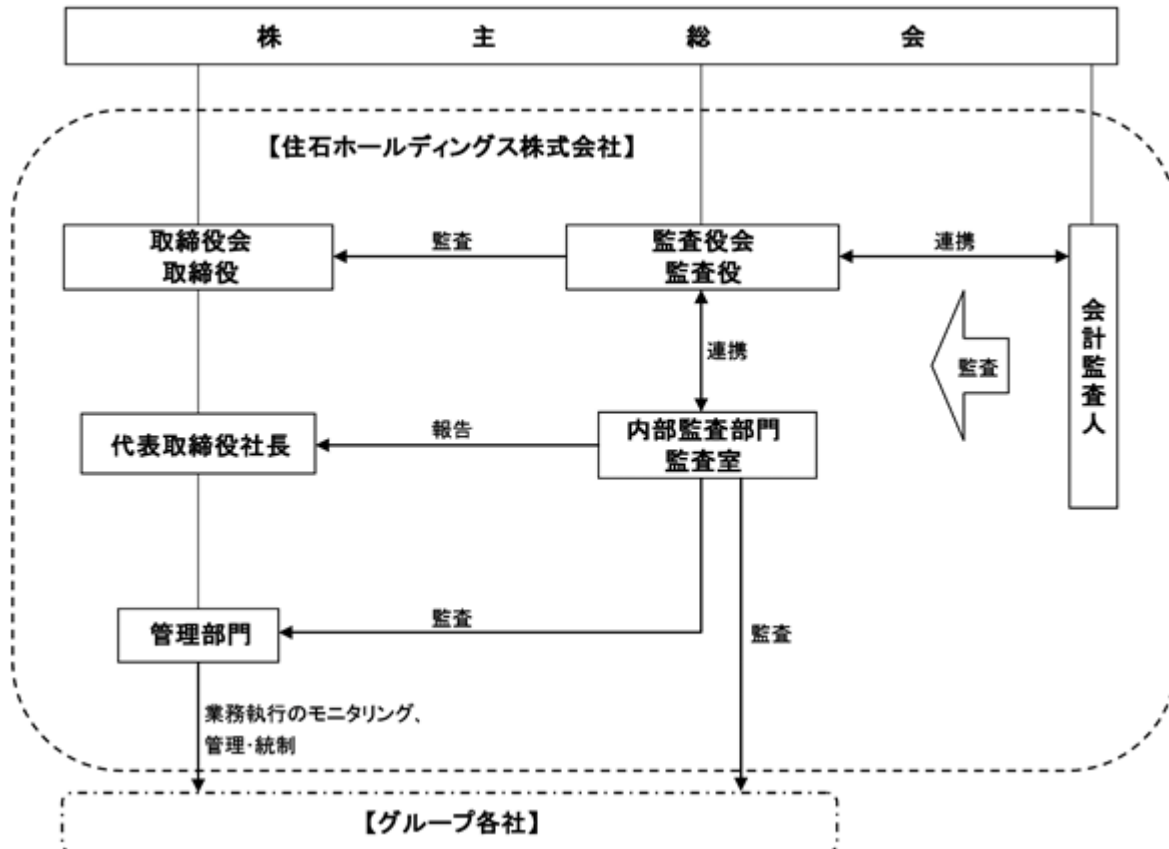
また、監査役制度を採用し、取締役会につきましては少数（5名）の取締役により経営環境の変化に迅速に対応する体制を整備し、社外取締役と監査役、内部監査部門の連携を図ることにより、監督機能の強化を図っております。

なお、リスクマネジメントやコンプライアンスについては、体制作りと周知徹底を図っており、今後ともコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題のひとつとして、その充実を図ってまいります。

(1) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに関する主な体制及び施策の実施状況は次のとおりであります。



会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しております。

取締役会は取締役5名の体制であり、そのうち2名が社外取締役であります。原則月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

監査役については3名の体制であり、そのうち2名が社外監査役であります。社外監査役は当社グループ会社の出身ではありません。

（役員数については平成29年6月29日現在）

内部統制システムに関する基本的考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を次のとおり取締役会で決議し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役に報告する。
2. 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
 2. 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 3. リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
 2. 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。
5. 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
 2. 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
 2. 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 必要に応じて監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査役会の同意を得るものとする。監査役の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
 2. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査役に報告する。また、監査役の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
 3. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
 4. 監査役が職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 5. 取締役は、会計監査人及び監査室が監査役に報告をするための体制その他監査役監査の実効性を確保する体制を整備する。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

監査役は常勤監査役2名非常勤監査役1名体制であり、監査役会で定めた監査役監査基準、監査方針及び監査計画等に従い監査業務を行っております。また、監査役は、経理部、財務部及び総務部等の内部統制部門から必要に応じてヒアリングを実施する等により、内部統制の実施状況を把握しております。

内部監査部門である監査室は2名体制であり、監査役及び会計監査人並びに経理部、財務部、総務部等の内部統制部門と連携を図りながら内部監査を実施しております。

監査役と監査室は、相互に連携を図りながら監査を実施し、随時情報、意見交換を行っております。また監査役と会計監査人は、定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施結果等について、報告会を行っております。

なお、社外監査役柿本省三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法上の会計監査を三優監査法人に委嘱しております。

当事業年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

公認会計士の氏名		所属する監査法人名	補助者の構成
代表社員業務執行社員	杉田 純	三優監査法人	公認会計士 6名
代表社員業務執行社員	山本 公太		
業務執行社員	原田 知幸		

なお、会計監査業務を執行した公認会計士は継続監査年数が7年を超えていないため継続監査年数の記載を省略しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、企業経営の経験や専門性及び独立性等を総合的に判断し、社外取締役及び社外監査役を選任しております。なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準等は、特に定めておりません。また、社外取締役及び社外監査役は、監査室、監査役及び会計監査人並びに内部統制部門から必要に応じて報告を受け、相互連携を図っております。

社外取締役佐久間博氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、適任と判断しております。

社外取締役鎮西俊一氏は、弁護士として独立した立場から、当社の経営に対してその豊富な専門知識及び経験等を反映していただけるものと判断しております。

また、社外取締役佐久間博氏及び鎮西俊一氏を、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

社外監査役茶谷瑛一氏は、経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから、適任と判断しております。

社外監査役柿本省三氏は、公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして豊富な専門知識及び経験等を有していることから、適任と判断しております。

なお、鎮西俊一氏と当社は法律顧問契約を締結しております。その他の社外取締役及び社外監査役と当社の間特別な利害関係はありません。

(5) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	3	22	2	8	33
社外取締役	2	7	0	0	9
監査役	1	3	0	0	5
社外監査役	2	6	0	2	9
合計	8	41	3	12	57

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額は、定款において、株主総会の決議によって定めることとしております。

1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内で決定しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額4千8百万円以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
3. 役員退職慰労金制度はありません。
4. なお、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に対する経営責任を明確にするため、取締役及び監査役に対し、前記の報酬限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて、平成26年6月27日開催の第6期定時株主総会においてご承認いただきました。

(6) 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である住石マテリアルズ株式会社については以下のとおりです。

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
27銘柄 3,375百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

1. 特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
三精テクノロジーズ株式会社	666,000	384	取引関係等の維持・強化のため
サノヤスホールディングス株式会社	920,000	204	取引関係等の維持・強化のため
大和ハウス工業株式会社	30,000	94	取引関係等の維持・強化のため
昭和産業株式会社	58,000	27	取引関係等の維持・強化のため
株式会社関西アーバン銀行	18,750	20	金融取引関係等の維持・強化のため

2. みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度

1. 特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
三精テクノロジーズ株式会社	666,000	695	取引関係等の維持・強化のため
サノヤスホールディングス株式会社	920,000	266	取引関係等の維持・強化のため
大和ハウス工業株式会社	30,000	95	取引関係等の維持・強化のため
昭和産業株式会社	58,000	34	取引関係等の維持・強化のため
株式会社関西アーバン銀行	18,750	26	金融取引関係等の維持・強化のため

2. みなし保有株式

該当事項はありません。

なお、提出会社の株式の保有状況については、該当ありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票の方法によらないものとする旨を定款に定めております。

(9) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な剰余金の配当等を行うことを目的とするものであります。

(10) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(11) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

(12) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(13) 種類株式について

普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。これは平成20年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

また第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	21	-	22	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21	-	22	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号 以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、企業会計基準委員会の行う実務研修に適宜参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,184	1,656
受取手形及び売掛金	1,735	1,578
商品及び製品	1,608	2,022
仕掛品	110	95
原材料及び貯蔵品	13	11
前渡金	1	-
繰延税金資産	56	21
その他	200	214
流動資産合計	5,908	5,599
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,195	2,134
減価償却累計額	7,143	7,132
建物及び構築物(純額)	516	804
機械装置及び運搬具	813	918
減価償却累計額	7,809	7,780
機械装置及び運搬具(純額)	4	137
土地	2,565,765	2,565,765
リース資産	244	84
減価償却累計額	183	18
リース資産(純額)	61	66
建設仮勘定	2	54
その他	186	186
減価償却累計額	177	179
その他(純額)	9	6
有形固定資産合計	6,359	6,835
無形固定資産		
その他	50	43
無形固定資産合計	50	43
投資その他の資産		
投資有価証券	1,24,018	1,23,740
その他	619	571
貸倒引当金	433	431
投資その他の資産合計	4,204	3,880
固定資産合計	10,614	10,758
繰延資産		
社債発行費	4	1
繰延資産合計	4	1
資産合計	16,528	16,359

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	516	266
短期借入金	743	450
1年内償還予定の社債	2 240	2 240
リース債務	23	20
未払金	27	183
未払法人税等	13	95
未払費用	111	92
賞与引当金	21	23
債務保証損失引当金	3	3
その他	174	92
流動負債合計	1,874	1,466
固定負債		
社債	2 240	-
長期借入金	2 2,000	2 2,000
リース債務	42	51
繰延税金負債	301	431
再評価に係る繰延税金負債	5 288	5 286
退職給付に係る負債	157	149
長期預り金	76	76
資産除去債務	31	23
訴訟損失引当金	400	400
環境対策引当金	535	532
その他	22	22
固定負債合計	4,095	3,975
負債合計	5,970	5,442
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金	967	967
利益剰余金	6,917	7,103
自己株式	143	233
株主資本合計	10,242	10,339
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	567	813
土地再評価差額金	5 294	5 293
その他の包括利益累計額合計	272	520
新株予約権	42	56
純資産合計	10,558	10,917
負債純資産合計	16,528	16,359

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	17,983	12,548
売上原価	16,218	11,030
売上総利益	1,765	1,518
販売費及び一般管理費	1, 2 1,480	1, 2 1,383
営業利益	284	134
営業外収益		
受取利息	12	10
受取配当金	472	423
持分法による投資利益	121	3
固定資産賃貸料	60	57
その他	17	8
営業外収益合計	684	503
営業外費用		
支払利息	59	43
租税公課	21	19
訴訟関連費用	14	18
その他	119	49
営業外費用合計	214	131
経常利益	754	507
特別利益		
固定資産売却益	3 19	3 10
関係会社株式売却益	-	19
訴訟費用戻入額	258	-
特別利益合計	277	30
特別損失		
固定資産除売却損	4 5	4 24
その他の投資売却損	-	5
投資有価証券売却損	30	-
減損損失	10	9
環境対策費	-	4
訴訟関連費用	5 16	-
その他	2	-
特別損失合計	64	43
税金等調整前当期純利益	967	493
法人税、住民税及び事業税	15	136
法人税等調整額	46	34
法人税等合計	61	170
当期純利益	1,029	323
親会社株主に帰属する当期純利益	1,029	323

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	1,029	323
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	97	246
土地再評価差額金	6	1
その他の包括利益合計	1 91	1 248
包括利益	937	571
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	937	571
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,501	963	5,924	15	9,374
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,029		1,029
剰余金の配当			139		139
自己株式の取得				128	128
持分法適用会社からの自己株式取得による変動		4			4
土地再評価差額金の取崩			102		102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	4	993	128	868
当期末残高	2,501	967	6,917	143	10,242

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	665	197	467	36	9,878
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					1,029
剰余金の配当					139
自己株式の取得					128
持分法適用会社からの自己株式取得による変動					4
土地再評価差額金の取崩					102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	96	194	5	188
当期変動額合計	97	96	194	5	679
当期末残高	567	294	272	42	10,558

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,501	967	6,917	143	10,242
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			323		323
剰余金の配当			137		137
自己株式の取得				89	89
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	186	89	96
当期末残高	2,501	967	7,103	233	10,339

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	567	294	272	42	10,558
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					323
剰余金の配当					137
自己株式の取得					89
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	246	1	248	14	262
当期変動額合計	246	1	248	14	358
当期末残高	813	293	520	56	10,917

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	967	493
減価償却費	87	93
減損損失	10	9
貸倒引当金の増減額（は減少）	1	2
賞与引当金の増減額（は減少）	0	1
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	20	7
環境対策引当金の増減額（は減少）	289	3
受取利息及び受取配当金	485	434
支払利息	59	43
持分法による投資損益（は益）	121	3
固定資産除売却損益（は益）	13	13
関係会社株式売却損益（は益）	-	19
投資有価証券売却損益（は益）	30	-
訴訟関連費用	16	-
売上債権の増減額（は増加）	1,083	158
たな卸資産の増減額（は増加）	276	398
仕入債務の増減額（は減少）	206	249
未払消費税等の増減額（は減少）	3	1
その他	590	110
小計	226	415
利息及び配当金の受取額	504	458
利息の支払額	40	26
訴訟関連費用の支払額	16	-
法人税等の支払額	52	52
営業活動によるキャッシュ・フロー	621	35
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	614	384
有形固定資産の売却による収入	184	2
無形固定資産の取得による支出	-	12
関係会社株式の売却による収入	-	654
投資有価証券の売却による収入	124	-
長期前払費用の取得による支出	21	6
その他	0	36
投資活動によるキャッシュ・フロー	327	290
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	364	293
長期借入金の返済による支出	939	-
リース債務の返済による支出	26	29
社債の償還による支出	240	240
配当金の支払額	137	135
自己株式の取得による支出	129	89
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,108	788
現金及び現金同等物に係る換算差額	32	5
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	846	527
現金及び現金同等物の期首残高	3,030	2,184
現金及び現金同等物の期末残高	1,218	1,166

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社名

連結子会社の数

5社

連結子会社名

住石貿易株式会社

住石マテリアルズ株式会社

ダイヤモンド株式会社

住石山陽採石株式会社

泉山興業株式会社

ダイヤモンド株式会社及び住石山陽採石株式会社については、当連結会計年度において、住石マテリアルズ株式会社を分割会社とする新設分割により設立したため、連結の範囲に含めておりません。

(2) 主要な非連結子会社名

該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社名

持分法を適用した非連結子会社

該当なし

持分法を適用した関連会社の数

1社

会社名

新居浜コールセンター株式会社

従来、持分法適用会社でありました泉汽船株式会社については、保有株式をすべて売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社名

持分法を適用しない非連結子会社

該当なし

持分法を適用しない関連会社

該当なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として、個別法及び総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

採石事業部門及び一部の子会社については定額法、その他の資産は定額法及び定率法を適用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～59年

機械装置及び運搬具 2～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権については生産高比例法、その他の資産は定額法を適用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還期間にわたり、利息法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失の見積額を計上しております。

訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要額を計上しております。

環境対策引当金

過去に所有していた豪州炭鉱において、採炭地の環境整備費用の支出に備えるため、当該費用の当社負担見積額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務については繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

会社が業務遂行上さらされる市場リスクを適切に管理することにより、リスクの減殺を図ることを目的にリスクヘッジを行います。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段を直接結びつけてヘッジ有効性を評価いたします。

その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取締役会で承認を得た方針に従い、所管の長は運営・管理し、定期的にモニタリングいたします。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、従来、機械装置及び運搬具の減価償却方法について、定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、当連結会計年度における大型の新規設備投資である松山港外港（愛媛県松山市）における石炭中継基地の設置を契機に、有形固定資産の使用実態を検討した結果、今後は有形固定資産の長期安定的な稼働が見込まれることから、減価償却方法として定額法を採用することが、有形固定資産の実態をより適正に反映する合理的な方法であると判断したためであります。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「租税公課」及び「訴訟関連費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財務諸表において、営業外費用の「その他」に表示していた、155百万円は、「租税公課」21百万円、「訴訟関連費用」14百万円、「その他」119百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,007百万円	351百万円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物及び構築物	43百万円	30百万円
土地	948	948
投資有価証券	589	962
計	1,581	1,942

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
長期借入金	700百万円	700百万円
被保証債務(注)	480	240
計	1,180	940

(注)被保証債務は、無担保社債の発行に際し、未償還社債に対して金融機関から保証を受けている額であります。

3. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
個人住宅ローン	262百万円	226百万円

4. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	1百万円	-百万円

5. 事業用土地の再評価差額金計上額

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が、事業用土地の再評価を行っております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法といたしましたが、一部については、同条第2号によるところの国土利用計画法施行令の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行う方法、ないし、同条第5号によるところの鑑定評価による方法としております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	-百万円	15百万円

6. 定期借地権が設定されている土地の価額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	2,374百万円	2,374百万円

7. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の内訳

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
運送費・港頭諸掛等	696百万円	564百万円
報酬・給料・賞与	401	431
退職給付費用	15	11
賃借料	66	67
光熱・水道費及び消耗品費	18	21
旅費・通信費	27	27
減価償却費	23	25

2. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	2百万円	1百万円

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	-百万円	9百万円
機械装置及び運搬具	0	1
土地	19	-
計	19	10

4. 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び構築物	5百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	-	0
その他の有形固定資産	0	-
その他の無形固定資産	-	0
解体費用	-	24
計	5	24

5. 訴訟関連費用

連結子会社が出資する豪州の炭鉱会社から受け取るべき、過年度の配当金に係る訴訟費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	192百万円	377百万円
組替調整額	30	-
税効果調整前	162	377
税効果額	64	130
その他有価証券評価差額金	97	246
土地再評価差額金：		
税効果額	6	1
その他の包括利益合計	91	248

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	58,892	-	-	58,892
第二種優先株式	7,140	-	-	7,140
合計	66,032	-	-	66,032
自己株式				
普通株式(注)	18	1,055	16	1,057
合計	18	1,055	16	1,057

(注) 普通株式の自己株式数の増加1,055千株は、単元未満株式の買取による増加0千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,000千株、持分法適用会社が保有していた自己株式(当社株式)の当社買付による増加55千株であり、減少は当該持分法適用会社が保有していた当社帰属分16千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	42
	合計	-	-	-	-	-	42

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	117	利益剰余金	2	平成27年3月31日	平成27年6月5日
	第二種優先株式	21	利益剰余金	3	平成27年3月31日	平成27年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	115	利益剰余金	2	平成28年3月31日	平成28年6月8日
	第二種優先株式	21	利益剰余金	3	平成28年3月31日	平成28年6月8日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	58,892	-	-	58,892
第二種優先株式	7,140	-	-	7,140
合計	66,032	-	-	66,032
自己株式				
普通株式（注）	1,057	1,000	-	2,057
合計	1,057	1,000	-	2,057

（注） 普通株式の自己株式数の増加1,000千株は、単元未満株式の買取による増加0千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	56
	合計	-	-	-	-	-	56

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	115	利益剰余金	2	平成28年3月31日	平成28年6月8日
	第二種優先株式	21	利益剰余金	3	平成28年3月31日	平成28年6月8日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	113	利益剰余金	2	平成29年3月31日	平成29年6月8日
	第二種優先株式	14	利益剰余金	2	平成29年3月31日	平成29年6月8日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
現金及び預金勘定	2,184百万円	1,656百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,184	1,656

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として採石事業部における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブは、外貨建予定取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、取引先の信用状況や回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、時価のある株式は取引所における市場価格の変動リスクにさらされていますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債及び借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされています。

デリバティブ取引の状況については、通常の取引過程における外貨建予定取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため取引先の要請があった場合に為替予約を付しており、執行・管理については取引権限を定めた社内規程に従って行っております。なお、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされていますが、当社グループでは、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(注)	時価(注)	差額
(1)現金及び預金	2,184	2,184	-
(2)受取手形及び売掛金	1,735	1,735	-
(3)投資有価証券	743	743	-
(4)支払手形及び買掛金	(516)	(516)	-
(5)短期借入金	(743)	(743)	-
(6)1年内返済予定の長期借入金	-	-	-
(7)社債(1)	(480)	(480)	(0)
(8)長期借入金	(2,000)	(2,000)	-
(9)デリバティブ取引	-	-	-

(注)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(1)社債には、1年以内償還予定の社債(連結貸借対照表計上額240百万円)を含めて表示しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（注）	時価（注）	差額
(1)現金及び預金	1,656	1,656	-
(2)受取手形及び売掛金	1,578	1,578	-
(3)投資有価証券	1,132	1,132	-
(4)支払手形及び買掛金	(266)	(266)	-
(5)短期借入金	(450)	(450)	-
(6)1年内返済予定の長期借入金	-	-	-
(7)社債（ 1 ）	(240)	(240)	(0)
(8)長期借入金	(2,000)	(2,000)	-
(9)デリバティブ取引	-	-	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（ 1 ）社債には、1年以内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額240百万円）を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（資産）

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券について、時価のある株式は取引所の価格によっております。

なお、時価のある有価証券はその他有価証券として保有しております。詳細は、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（負債）

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)(8)長期借入金

長期借入金の時価については、運転資金のための借入であり、当該借入金利が短期（長期）プライムレートの変動に準じて変更される契約となっているため、簿価を時価と判断して記載しております。

(7)社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（デリバティブ取引）

(9)デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成28年3月31日）	当連結会計年度 （平成29年3月31日）
非上場株式	2,267	2,256
関連会社株式	1,007	351

これら非上場株式、関連会社株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,184	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,735	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	3,919	-	-	-

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,656	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,578	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	3,234	-	-	-

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	743	-	-	-	-	-
社債	240	240	-	-	-	-
長期借入金	-	-	2,000	-	-	-
合計	983	240	2,000	-	-	-

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	450	-	-	-	-	-
社債	240	-	-	-	-	-
長期借入金	-	2,000	-	-	-	-
合計	690	2,000	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	722	432	289
小計	722	432	289
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	20	24	3
小計	20	24	3
合計	743	457	285

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額2,267百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該非上場株式には、残余財産分配権のない外貨建の株式2,156百万円が含まれております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	1,132	457	674
小計	1,132	457	674
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,132	457	674

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額2,256百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該非上場株式には、残余財産分配権のない外貨建の株式2,145百万円が含まれております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	124	-	30
合計	124	-	30

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
合計	-	-	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

当連結決算日において、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	177百万円	157百万円
退職給付費用	18	13
退職給付の支払額	38	20
退職給付に係る負債の期末残高	157	149

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-百万円	-百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	157	149
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	157	149
退職給付に係る負債	157	149
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	157	149

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度18百万円 当連結会計年度13百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	5	14

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年 6月27日	平成27年 6月26日	平成28年 6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取締役及び執行役員 5名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取締役及び執行役員 4名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取締役及び執行役員 7名
株式の種類及び付与数(株)(注1)	普通株式 330,000	普通株式 54,400	普通株式 309,700
付与日	平成26年 7月31日	平成27年 7月31日	平成28年 7月29日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年8月1日から平成56年 7月31日まで	平成27年8月1日から平成57年 7月31日まで	平成28年8月1日から平成58年 7月31日まで

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) スtockオプションの規模及びその変動状況

Stockオプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年 6月27日	平成27年 6月26日	平成28年 6月29日
権利確定前			
期首(株)	306,000	54,400	-
付与(株)	-	-	309,700
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	306,000	54,400	309,700
権利確定後			
期首(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年 6 月27日	平成27年 6 月26日	平成28年 6 月29日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	-	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	126	94	57

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストックオプションについての評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年 6 月29日
株価変動性（注）1	61.81
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	2.410%
無リスク利率（注）4	0.039%

- （注）1．15年（平成13年7月29日～平成28年7月26日）の株価実績（週次）に基づき算定しております。
2．過去の実績等により合理的に権利行使までの残存期間を見積もることは困難であるため、権利行使期間の間において権利行使が行われると推定して見積もっております。
3．平成28年3月期の普通株式への配当額の実績値によっております。
4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産、繰延税金負債及び再評価に係る繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	51百万円	47百万円
定期借地権付土地評価損税務否認額	108	108
減損損失	610	606
繰越欠損金	1,439	1,309
貸倒引当金	143	142
環境対策引当金	185	184
訴訟損失引当金	138	138
その他	148	158
繰延税金資産小計	2,824	2,694
評価性引当額	2,768	2,673
繰延税金資産合計	56	21
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	300	430
その他(固定)	1	1
繰延税金負債合計	301	431
繰延税金負債の純額	245	410
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	288	286

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	56百万円	21百万円
固定負債 - 繰延税金負債	301	431
固定負債 - 再評価に係る繰延税金負債	288	286

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	2.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.6	23.4
関係会社株式売却益の連結調整	-	30.6
評価性引当額等	17.3	18.6
持分法投資利益	4.2	0.2
連結子会社との税率差異	1.4	4.8
外国源泉税損金不算入額	1.6	8.2
法人税等還付税額	5.3	-
その他	0.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.4	34.6

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当社グループは、事務所及び貯炭設備等の一部について不動産賃借契約に基づく原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復に関し資産除去債務を計上しております。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、事務所附属設備等は取得から50年、貯炭設備等は30年又は20年と見積り、割引率は3.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	30百万円	31百万円
時の経過による調整額	0	0
その他増減額(は減少)	-	8
期末残高	31	23

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は10百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上)であります。

(単位:百万円)

連結賃借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
5,017	180	4,836	4,082

- (注) 1. 連結賃借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は旧事業用土地の売却(164百万円)、減損損失(10百万円)及び減価償却費(5百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結賃借対照表計上額をもって時価としております。

当連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は18百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上)であります。

(単位:百万円)

連結賃借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
4,836	16	4,819	3,947

- (注) 1. 連結賃借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は、建物等の売却(1百万円)、減損損失(9百万円)及び減価償却費(5百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結賃借対照表計上額をもって時価としております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当連結会計年度において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありませんが、当社は、平成28年4月1日付けで当社グループの組織再編を行っております。

(1) 本組織再編の目的

当社グループは、持株会社体制へ移行後事業再編を進めてまいりましたが、今後も安定的な成長を続けていくためには、複数の異なる事業分野において、それぞれの市場環境に応じて機動的な事業展開を進めていく必要があると考えております。

そのため、グループ全体の経営と個別事業を分離して、それぞれの権限と責任を明確化することで、迅速な意思決定と経営の効率化を図り、当社グループ全体の企業価値の向上を図るため実施したものです。

(2) 本組織再編の概要

住石マテリアルズ株式会社の組織再編

当社連結子会社である住石マテリアルズ株式会社(以下、「住石マテリアルズ」という)について、平成28年4月1日付けで新素材事業及び採石事業(山陽事業所)を、新設分割により設立したダイヤモンドマテリアル株式会社及び住石山陽採石株式会社にそれぞれ承継いたしました。

なお、住石マテリアルズは、平成28年5月2日付けで割当を受けた新設会社の株式及び同子会社である泉山興業株式会社の株式を、すべて当社に現物配当により譲渡いたしました。

当社は持株会社であり、今後も当社主導のもと、グループ全体の経営の効率化を図ると共に、事業部門の分割(分社)を推進し、事業子会社の権限と責任を明確化することで経営の自由度を高め、事業環境の急激な変化に即応できる体制を目指しております。

したがって、当社のマネージメントアプローチは、下記のセグメントから構成されており、当該3つを報告セグメントとしております。

- (1) 石炭事業部門.....石炭の仕入及び販売
- (2) 新素材事業部門.....工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売
- (3) 採石事業部門.....碎石の採取、加工及び販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益をベースとした金額であります。

セグメント間の内部売上高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	16,970	364	648	17,983
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	16,970	364	648	17,983
セグメント利益	589	68	62	720
セグメント資産	3,698	460	942	5,101
セグメント負債	3,429	67	228	3,726
その他の項目				
減価償却費（注）	4	14	45	64
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額（注）	613	-	72	685
支払利息	43	-	0	43

（注）減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	11,537	354	656	12,548
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	11,537	354	656	12,548
セグメント利益	466	84	80	630
セグメント資産	4,463	407	930	5,800
セグメント負債	4,716	61	253	5,032
その他の項目				
減価償却費（注）	4	13	50	68
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額（注）	488	-	91	580
支払利息	30	-	1	31

（注）減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	17,983	12,548
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	17,983	12,548

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	720	630
セグメント間取引消去	-	-
受取配当金	472	423
全社費用（注）	439	546
連結財務諸表の経常利益	754	507

（注）全社費用は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の管理部門並びに全社資産に係る損益であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,101	5,800
セグメント間取引消去	-	-
全社資産（注）	11,427	10,558
連結財務諸表の資産合計	16,528	16,359

（注）全社資産は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の現金及び預金、投資有価証券並びに管理部門に係る資産等であります。

（単位：百万円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,726	5,032
セグメント間取引消去	2,542	4,789
全社負債（注）	4,786	5,199
連結財務諸表の負債合計	5,970	5,442

（注）全社負債は、主に住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の本社借入金並びに社債等による負債であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		調整額（注1）		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費（注2）	64	68	23	25	87	93
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注2）	685	580	3	12	689	593
支払利息	43	31	16	11	59	43

（注）1. 調整額は、管理部門及び全社資産に係る項目であります。

2. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東レ株式会社	3,663	石炭事業部門
王子グリーンリソース株式会社	2,867	石炭事業部門

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東レ株式会社	2,457	石炭事業部門
住友大阪セメント株式会社	1,644	石炭事業部門
東ソー株式会社	1,606	石炭事業部門
王子グリーンリソース株式会社	1,457	石炭事業部門

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、関連会社である新居浜コールセンター株式会社と、以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	新居浜コールセンター株式会社	愛媛県 新居浜市	50	倉庫業	(所有) 間接 40.0	役員の兼任 石炭荷役を 委託 資金調達	資金の借入 (注)2	17	短期 借入金	196
							借入金利息 の支払い (注)1	0	未払 費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 運転資金として借入れたものであります。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度における、重要な関連会社である泉汽船株式会社及び新居浜コールセンター株式会社の、合算要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	2,044百万円
固定資産合計	7,027
流動負債合計	1,663
固定負債合計	4,350
純資産合計	3,058
売上高	4,748
税引前当期純利益金額	433
当期純利益金額	358

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、関連会社である新居浜コールセンター株式会社と、以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	新居浜コールセンター株式会社	愛媛県 新居浜市	50	倉庫業	(所有) 間接 40.0	役員の兼任 石炭荷役を 委託 資金調達	資金の借入 (注)2	4	短期 借入金	200
							借入金利息 の支払い (注)1	0	未払 費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 運転資金として借入れたものであります。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度における、重要な関連会社である新居浜コールセンター株式会社の、要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	785百万円
固定資産合計	334
流動負債合計	235
固定負債合計	5
純資産合計	878
売上高	1,129
税引前当期純利益金額	80
当期純利益金額	54

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	138.24円	146.87円
1株当たり当期純利益金額	17.35	5.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	15.41	4.90

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	10,558	10,917
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,562	2,569
(うち優先株式残余財産分配額)	(2,499)	(2,499)
(うち優先配当額)	(21)	(14)
(うち新株予約権)	(42)	(56)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	7,995	8,347
普通株式の発行済株式数(千株)	58,892	58,892
普通株式の自己株式数(千株)	1,057	2,057
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	57,835	56,834

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	1,029	323
普通株主に帰属しない金額	21	14
(うち優先配当額)	(21)	(14)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額	1,007	308
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,101	57,030
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	21	14
(うち優先配当額)	(21)	(14)
普通株式増加数(千株)	8,674	8,940
(うち優先株式)	(8,330)	(8,330)
(うち新株予約権)	(344)	(610)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由 株主の皆さまへの利益還元を通じて株主価値の向上を図るために、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に関する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1)取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得する株式の総数 | 1,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.76%) |
| (3)株式取得価額の総額 | 110百万円(上限) |
| (4)取得期間 | 平成29年5月16日～平成29年7月18日 |
| (5)株式取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在における取得状況

- | | |
|--------------|----------|
| (1)取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得した株式の総数 | 533,900株 |
| (3)株式取得価額の総額 | 53百万円 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
住石ホールディングス株式会社	第1回無担保社債 (私募債) (株式会社三井住友銀行保証付 及び適格機関投資家限定)	平成年月日 25.3.29	480 (240) (注)1.2.	240 (240) (注)1.2.	0.4	なし	平成年月日 30.3.30

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
240	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	743	450	1.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	23	20	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,000	2,000	1.0	平成31年3月29日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	42	51	-	平成33年3月6日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,809	2,522	-	-

(注)1.「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3.長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,000	-	-	-
リース債務	20	25	5	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,080	5,190	8,093	12,548
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	258	353	405	493
親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	249	283	318	323
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	4.35	4.96	5.58	5.42

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 又は 1 株当たり四半期純損失 金額 () (円)	4.35	0.60	0.61	0.17

2. 訴訟

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、じん肺に罹患しているとする患者らから平成26年12月に損害賠償請求訴訟を提起されました。

その後、5次にわたり訴訟の提起があり、原告数117名(患者単位)、損害賠償請求総額1,703百万円となりました。

訴訟提起に至った経緯は平成23年8月、北海道地区において住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ)及びその子会社であった住友石炭赤平炭鉱株式会社等が経営していた炭鉱等の元従業員等が、訴訟外でじん肺罹患による損害賠償を求めてきたのを皮切りに、その後数次にわたり請求の追加があり、元従業員等の代理人と協議を重ねてきましたが、合意成立に至らず、本件訴訟を提起されるに至ったものであります。

今後は、訴訟を通じて原告の主張を精査し、当社の主張を行っていく所存であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	790	65
前払費用	28	27
関係会社短期貸付金	2,534	2,583
未収入金	1,190	1,598
繰延税金資産	4	4
流動資産合計	3,547	3,278
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	5	3
有形固定資産合計	5	3
無形固定資産		
ソフトウェア	41	37
無形固定資産合計	41	37
投資その他の資産		
関係会社株式	3,856	3,169
関係会社長期貸付金	-	1,698
関係会社長期未収入金	-	936
長期前払費用	34	17
その他	45	45
投資その他の資産合計	3,935	5,866
固定資産合計	3,981	5,906
繰延資産		
社債発行費	4	1
繰延資産合計	4	1
資産合計	7,534	9,187

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	250	250
1年内償還予定の社債	240	240
関係会社短期借入金	-	600
未払金	1 68	1 29
未払費用	9	11
未払消費税等	5	2
未払法人税等	5	62
預り金	2	4
前受収益	1 1	1 3
賞与引当金	5	6
流動負債合計	587	1,210
固定負債		
社債	240	-
長期借入金	2,000	2,000
退職給付引当金	41	54
固定負債合計	2,281	2,054
負債合計	2,868	3,264
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金		
資本準備金	301	301
その他資本剰余金	956	956
資本剰余金合計	1,257	1,257
利益剰余金		
利益準備金	13	27
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	981	2,299
利益剰余金合計	995	2,327
自己株式	130	219
株主資本合計	4,623	5,865
新株予約権	42	56
純資産合計	4,665	5,922
負債純資産合計	7,534	9,187

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高		
経営指導料	1 440	1 430
売上高合計	440	430
売上総利益	440	430
販売費及び一般管理費	2 369	2 415
営業利益	70	14
営業外収益		
受取利息	1 39	1 31
受取配当金	1 700	1 1,486
その他	0	0
営業外収益合計	739	1,518
営業外費用		
支払利息	51	1 41
社債利息	2	1
社債発行費償却	5	3
その他	15	13
営業外費用合計	74	60
経常利益	734	1,473
税引前当期純利益	734	1,473
法人税、住民税及び事業税	9	4
法人税等調整額	1	-
法人税等合計	8	4
当期純利益	726	1,469

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益 準備金	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計				
当期首残高	2,501	301	956	1,257	-	408	408	0	4,166	36	4,203
当期変動額											
当期純利益						726	726		726		726
剰余金の配当						139	139		139		139
利益準備金の積立					13	13	-		-		-
自己株式の取得								129	129		129
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										5	5
当期変動額合計	-	-	-	-	13	573	587	129	457	5	462
当期末残高	2,501	301	956	1,257	13	981	995	130	4,623	42	4,665

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益 準備金	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計				
当期首残高	2,501	301	956	1,257	13	981	995	130	4,623	42	4,665
当期変動額											
当期純利益						1,469	1,469		1,469		1,469
剰余金の配当						137	137		137		137
利益準備金の積立					13	13	-		-		-
自己株式の取得								89	89		89
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										14	14
当期変動額合計	-	-	-	-	13	1,318	1,332	89	1,242	14	1,256
当期末残高	2,501	301	956	1,257	27	2,299	2,327	219	5,865	56	5,922

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法によっております。
 - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 自社利用のソフトウェア
 - 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費については、社債の償還期間にわたり、利息法により償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務の金額は、期末自己都合要支給額としております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
 - 連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	56百万円	527百万円
短期金銭債務	47	3

2. 保証債務

他の会社の仕入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
住石貿易株式会社 (仕入債務)	-百万円	住石貿易株式会社 (仕入債務) -百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	440百万円	430百万円
受取利息	39	31
受取配当金	700	1,486
支払利息	-	0

2. 販売費及び一般管理費

主要な費目及び金額は次のとおりであり、全額が一般管理費に属する費用であります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬	35百万円	57百万円
従業員報酬	94	103
賃借料	64	64
減価償却費	16	18
業務委託料	18	23
株式事務代行料	37	35
法定監査費用	21	22

(有価証券関係)

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	3,856	3,169

(注) 子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価しておりませ
ん。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	12百万円	16百万円
税務上の繰越欠損金	44	41
その他	6	8
繰延税金資産小計	63	66
評価性引当額	59	62
繰延税金資産合計	4	4

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
住民税均等割等	0.1	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.5	31.1
評価性引当額等	0.7	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0	-
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.1	0.3

(重要な後発事象)

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

詳細は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご参照下さい。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	工具、器具及び備品	5	-	-	1	3	5
	計	5	-	-	1	3	5
無形固定 資産	ソフトウェア	41	12	-	16	37	-
	ソフトウェア 仮勘定	-	12	12	-	-	-
	計	41	24	12	16	37	-

(注)「ソフトウェア」の「当期増加額」は本社にて設置した基幹システム更新費用であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	5	6	5	6

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

訴訟

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、じん肺に罹患しているとする患者らから平成26年12月に損害賠償請求訴訟を提起されました。

その後、5次にわたり訴訟の提起があり、原告数117名(患者単位)、損害賠償請求総額1,703百万円となりました。

詳細は、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (2) その他」をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載しており、そのURLは次のとおりです。 http://www.sumiseki.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとしております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第8期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第9期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月5日関東財務局長に提出

（第9期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月7日関東財務局長に提出

（第9期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成29年5月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成28年6月1日 至平成28年6月30日）平成28年7月8日関東財務局長に提出

報告期間（自平成28年7月1日 至平成28年7月31日）平成28年8月9日関東財務局長に提出

報告期間（自平成29年5月1日 至平成29年5月31日）平成29年6月9日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山本 公太
業務執行社員	公認会計士	原田 知幸

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、住石ホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、住石ホールディングス株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山本 公太
業務執行社員	公認会計士	原田 知幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。